

令和8年（再口）第1号

長野県松本市元町3丁目3番9号 カレッジ
コート信州大学前100号室
再生債務者 油井 健吾

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年7月31日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年8月4日 長野地方裁判所松本支部

所在等不明共有者の持分の取得
の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持
分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判
の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同
裁判をすることについて異議があるときは、届出
期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく
ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記
の不動産について裁判による共有物の分割の請求
又は遺産の分割の請求がされている場合におい
て、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をする
ことについて異議があるときは、同日までに当裁

判所に異議の届出をしてください。これらの届出
がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の
裁判がされることとなります。また、申立人以外
の共有者は、上記の不動産の持分について所在等
不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場
合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てを
してください。

令和8年（チ）第4号

群馬県高崎市中尾町886番地
申立人 安藤 公子
住所・居所 不明
（不動産登記記録上の住所）長野県北佐久郡東
長倉村第五六番屋敷
所在等不明共有者 桜井 みき
届出期間満了日 令和8年11月29日
令和8年7月29日
長野地方裁判所佐久支部
（別紙）物 件 目 録
所在 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字愛宕道
地番 106番
地目 宅地
地積 83.96平方メートル

熊本県の一部の地域における個人型年金加入者掛金及び中小事
業主掛金の納付の特例

個人型年金規約第87条の2、第87条の3及び第87条の4の規定に基づき、熊本県の一部の地域にお
ける個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例を次のように定める。

- 令和8年8月12日 国民年金基金連合会
- 一 個人型年金規約第87条の2第1項、第87条の3第1項及び第87条の4第1項の規定により、個人
型年金規約第76条第1項、第79条第1項及び第80条の2第1項の規定により定められた期日に国民
年金基金連合会に納付することが困難であるものとして次に掲げるものを指定する。
- イ 熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に住所を有する個人型年金加入者が個人型年
金規約第76条第1項の規定により令和8年8月26日から次号の国民年金基金連合会が定める日の
前日までに納付するものとされる個人型年金加入者掛金であって、申出日以降に納付日が到来す
るもの（申出日において、既に納付済みの個人型年金加入者掛金を除く。）
- ロ 第2号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が熊本県八代市、
宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に住所を有する場合、個人型年金規約第79条第1項の規定によ
り令和8年8月26日から次号の国民年金基金連合会が定める日の前日までに納付するものとされ
る個人型年金加入者掛金であって、申出日以降に納付日が到来するもの（申出日において、既に
納付済みの個人型年金加入者掛金を除く。）
- ハ 熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に住所を有する中小事業主（個人型年金規約
第70条の2の規定により中小事業主掛金を拠出している中小事業主に限る。）が個人型年金規約第
80条の2第1項の規定により令和8年8月26日から次号の国民年金基金連合会が定める日の前日
までに納付するものとされる中小事業主掛金であって、申出日以降に納付日が到来するもの（申
出日において、既に納付済みの中小事業主掛金を除く。）
- 二 前号に掲げるものに係る個人型年金規約第87条の2第2項、第87条の3第2項及び第87条の4第
2項に規定する国民年金基金連合会が定める日は、別途公告で定める。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して申は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

- (甲) <https://liberty-g.co.jp>
令和八年八月十四日
埼玉県さいたま市南区文蔵一丁目一七番四
号 (甲) 株式会社 Liberty
代表取締役 佐藤 拓也
東京都台東区東上野六丁目二三番五号第二
宮ビル一〇〇二号室
(乙) 合同会社 SHARE
代表社員 佐藤 一斗

合併公告

左記会社は合併して申は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、令和八年
九月十八日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
済
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年七月八日
掲載頁 八十七頁 (号外第一五三号)
令和八年八月十四日
東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
(甲) 日本曹達株式会社
代表取締役社長 阿賀 英司
東京都台東区上野三丁目一番二号
(乙) 株式会社ニッソーグリーン
代表取締役社長 大庭 一夫

合併公告

左記会社は合併して申は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

- (甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年十二月九日
掲載頁 九十頁 (号外第二六九号)
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年十一月二十一日
掲載頁 一五五頁 (号外第二五六号)

令和八年八月十四日

東京都港区南青山二丁目五番二〇号
(甲) 株式会社帝国データバンクアクシス
代表取締役 岩淵 勝成
東京都港区南青山二丁目五番二〇号
(乙) 株式会社帝国データバンク情報シ
ステム 代表取締役 小原 健一郎

合併公告

左記会社は合併して申は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

- (甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月九日
掲載頁 四頁
(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月九日
掲載頁 四頁

令和八年八月十四日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番四号
(甲) 株式会社トランシットオペレー
ションサービス
代表取締役 大坊 健二
東京都港区南青山四丁目一六番三号
(乙) 株式会社イイトライフ
代表取締役 竹澤 希

合併公告

左記会社は合併して申は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することになりましたの
で公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

- (甲) <https://www.jebl.co.jp>
(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年七月二十九日
掲載頁 九頁
令和八年八月十四日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号
(甲) 株式会社J&R東日本ビルディング
代表取締役 西田 直人
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号
(乙) 株式会社ヒルマネジメント・ソ
リューションズ
代表取締役 奥野 剛司